

写

平成 25 年度
千葉県への要望

一般社団法人
千葉県経済協議会

平成 25 年 8 月 20 日

千葉県知事
森 田 健 作 様

一般社団法人千葉県経済協議会
会 長 花 田 力

平成 25 年度千葉県への要望について

千葉県経済協議会の運営につきまして、平素から格別なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は本年 4 月から「一般社団法人千葉県経済協議会」として新たなスタートを切りました。これに合わせ、事業活動を従来の「県との情報交換中心の活動」から一歩進め、「千葉県経済発展のための諸課題解決や企業の事業環境改善に向けて、会員の意見・要望をとりまとめ、県に対し意見提言・要望として建議していくこと」としました。

この方針に則り、当協議会では会員企業に対し県への要望に関する調査を実施するとともに、提出された要望内容について「エネルギー・環境対策検討委員会」等 5 つの検討委員会を設置し検討を進め、このたび「平成 25 年度県への要望」として下記の 4 項目に集約し、とりまとめました。

つきましては、県の施策立案や平成 26 年度予算編成に当り、これらの提言・要望について検討し、可能な限り具現化していただきますよう、宜しくお願ひ致します。

記

1. 県内企業が事業をしやすい環境整備と支援について
2. エネルギー・環境政策の推進について
3. 圏央道・成田空港を活用した千葉県経済の活性化について
4. まちづくり政策について

1. 県内企業が事業をしやすい環境整備と支援について

昨今のアベノミクス効果により超円高は是正されたものの、製鉄、石油化学など県内経済を牽引する産業においては、いわゆる「6重苦」による外国企業との競争力格差拡大に加えて、安価な海外汎用製品の国内流入や原発停止に伴う電気料金の上昇・自家発電用燃料費の増加などの影響により、厳しい経営が続いている。

各企業は国際競争に打ち勝つため、事業の国内集約や海外移転も視野に入れつつ、企業の生き残り、事業所の存続を賭けて効率化・合理化に必死に取り組んでいる。京葉臨海コンビナートの企業も例外ではない。

このような状況下、昨年11月に開催した県との意見交換会において、コンビナートを代表する企業から厳しい経営実態について説明し、県の支援を求めたところである。

県においては、工業用水料金問題をはじめ、工場緑化規制の緩和や企業間の連携などについて臨海部企業と意見交換を始めたところであるが、当協議会としても、京葉臨海コンビナートの競争力強化に向け、「県内企業が事業をしやすい環境整備・支援策」に関し、以下のとおり要望する。

(1) 京葉臨海コンビナートの競争力強化のための支援策

① 企業の設備投資等への支援および事業環境の整備

現在多くの企業は事業環境が誠に厳しく、国内事業の集約や海外移転等も選択肢の一つとして真剣に考えざるを得ない状況に置かれている。企業が県内で事業を継続し、競争力を維持・向上できるよう、以下の支援策について検討・実施するとともに、これを県が検討中の「産業振興ビジョン」に盛り込むよう要望する。

- (ア) 新規事業立上げ時の税負担の軽減や助成制度の創設
- (イ) 既存事業の増設に伴う固定資産の增加分に対する税負担の軽減
- (ウ) 既存企業への設備投資に対する支援や企業が進出しやすい環境づくりの創出（震災対策、インフラ整備、河川航路の浚渫、環境負荷の低減、CO₂排出削減、省エネルギー対策、その他臨海部の魅力の創出など）

② 未利用エネルギー活用促進のための助成および電力融通の規制緩和等

工場や発電設備等から発生する排熱エネルギーの再利用については、設備の投資採算性が合わないこと、発電した電力の販売や融通に対する規制が厳しい等の

理由により、未利用エネルギーが有効活用されていない実態にある。よって、以下の施策を検討・実施するよう要望する。

工場排熱や、分散型発電に伴う電力・排熱を、複数の工場間で融通し合うことにより有効利用・効率利用が可能となる場合の、必要な設備投資への助成、および規制緩和または特区の新設を要望する。

③ 工場緑化の地域準則条例改定に向けたガイドラインの作成等

工場立地法が改正され、緑地面積率や環境施設面積率の下限が5%引き下げられたが、地域準則条例が改正されていないため、下限値が実質下がっていない。県において、下限値を引き下げる方向で容認されるよう、各市町村が判断できるためのガイドラインの作成を要望する。

また、緑地面積率については別途緑化協定制度があり、工場立地法と異なり樹木による緑地を設けなければならないなど、ダブルスタンダードとなっている。どちらか一方の緩和が進むだけでは実質的な規制緩和にならないことから、緑地面積率の引下げに当たっては両制度を同時に見直すとともに、樹木の取扱いや敷地外緑地の取扱いについて、ダブルスタンダートとならないよう、基準を統一化する方向で見直すよう要望する。

④ 「環境の保全に関する協定」における協定値の見直し

県・市・企業間で締結している「環境の保全に関する協定」について、県の環境への考え方を明らかにし、他府県と格差のない協定値となるよう要望する。

(2) 東京湾沿岸地域における震災防災対策への支援

① 国に対する財政支援措置の要請

臨海部の企業は、地盤強化・津波対策及び工場施設の耐震補強工事等が大きな課題となっているが、震災防災対策には多額のコストがかかることから、企業負担が過大とならないよう、国に対する財政支援措置の要請を要望する。

② 県の助成等

東京湾沿岸地域は企業の専用岸壁（護岸）が多く、護岸の整備には多額の経費を要するため、企業の管理する護岸部分の整備に対する県の助成、及び県の管理

する護岸部分(河川護岸部や防潮堤を含む)の早期点検・補強整備の実施を要望する。

(3) 工業用水料金の適正化

① 未売水の県保有水化(県負担)

現在、1地区を除く工業用水地区で大量の未売水が存在し、既存の受水企業がこの固定費を料金で負担しているが、受水企業の負担は限界に達している。加えて今後は、老朽施設の更新等によりさらなる料金値上げが予測されていることから、未売水については県保有水とし、これに係る費用(料金相当分)を政策経費として、一般会計で負担されるよう要望する。

② 事業規模の適正化と更新費用への支援等

(ア) 事業規模の適正化と更新費用に対する県の支援

今後の施設更新にあたっては、受水企業が将来必要とする水量見込みを踏まえたダウンサイジングなど、需給バランスのとれた事業規模・施設能力への徹底した見直しと、更新費用に対する県の支援を要望する。

(イ) 柔軟な料金制度への見直しと新たな資金調達方法の検討

受水企業の負担の公平性を考慮し、使用実態に即した柔軟な料金制度への見直しと、受水企業に対する特別縁故債の引受けなど新たな資金調達方法についての検討を要望する。

③ 工業用水道事業の産業振興ビジョンへの位置づけ

工業用水道事業を見直し、県の産業政策・立地企業支援策と位置づけるとともに、策定中の「産業振興ビジョン」の中に盛り込むことを要望する。

また、企業庁の組織再編後は企業誘致や工業用水道事業を取りまとめ、産業政策を重点的に展開できる組織に改編することを提言する。

2. エネルギー・環境政策の推進について

県は、エネルギーの安定確保に向け、既存の大規模・集中型の発電システムに加え、再生可能エネルギーなど新たなエネルギーの導入や、既存エネルギーの高度利用を積極的に推進するため、県庁内に「新エネルギー活用推進プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成24年3月に「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」を策定し、取り組んでいる。

これまでに太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進は図られてきたものの、既存エネルギーの高度利用・効率利用の推進は十分ではなく、今後より積極的に行う必要がある。

一方、国レベルではエネルギー基本計画改定に向けた検討が再開され、年内をめどに策定を目指すとしており、併せて今後の温暖化防止計画についても見直しが行われようとしている。

県には、こうした国の動向を見据え、エネルギー・環境政策に関して、以下の対策を講じるよう要望する。

(1) 「千葉県版エネルギー政策」の策定及び推進

① 「千葉県版エネルギー政策」の策定

震災後の電力不足等が地域経済・産業振興等にも影響を与えるなど、エネルギー政策は地域行政にとっても重要な課題と認識されつつあり、都道府県レベルでも独自のエネルギー・環境政策を策定する動きが見られる。千葉県においても、新エネルギーの導入に加えて、省エネ、既存エネルギーの高度利用、災害時のBCP対応にも役立つ分散型電源の普及、工場廃熱等未利用エネルギーの有効利用などを総合的・積極的に推進するとともに、具体的な推進計画を含む「千葉県版エネルギー政策」を策定するよう要望する。

② エネルギー政策推進のための財政支援措置および府内推進組織の明確化

「千葉県版エネルギー政策」を推進するに当たり、補助金等有効な助成措置について国への働きかけや県独自の制度の創設(継続・新設)を行うとともに、府内推進組織を明確にして、継続的・積極的に推進するよう要望する。

(2) 事業活動と調和の取れた環境政策の推進

温室効果ガス、CO₂ 排出量の削減に向けて、産業部門はこれまでに相当の省エネルギー努力を積み重ねてきており、エネルギー効率は既に世界最高水準にあることから、更なる CO₂ 排出量の削減に向けた追加対策費用は高コストとなり、国際競争上不利になりかねない。したがって、以下の 2 点について要望する。

① 企業の事業活動への配慮

地球温暖化防止計画の改定にあたっては、CO₂ 排出量の総量規制など産業活動に大きな影響を及ぼす規制の強化については、事業活動を阻害したり、または、支障を与える懸念があることから、慎重な対応を要望する。

② 企業努力に対する適正な評価

上記「千葉県版エネルギー政策」との整合を図り、CO₂ 排出量の削減に偏ることなく、省エネや既存エネルギーの高度利用の企業努力についても適正に評価するよう要望する。

3. 圏央道・成田空港を活用した千葉県経済の活性化について

千葉県の人口は、平成 23 年度から減少に転じ、平成 24 年 10 月現在、約 619 万 5 千人で前年と比べ 1 万 9 千人減少し、また死者数が出生児数を上回り、初めて自然減に転じた。一方、高齢化率は 23.2% であるが、平成 27 年には 26.2% に上昇し、4 人に 1 人が高齢者となる見込みである。

県内人口の減少と高齢化の進展は、地域の消費需要を減少させ、地域産業の低迷など経済活動の停滞をもたらすことから、経済に活力を与え地域の活性化に資する企業誘致とそれによる新規雇用の創出、定住人口の増加、観光客誘致による交流人口の増大などを図ることが重要となる。

そのためには、経済活動の中心地であり、また大消費地である京浜地区や国際線も就航することとなった羽田空港に繋がる「東京湾アクアライン」、それに接続し、県中央部を軸状に走り北総地域と南総地域を結節する「圏央道」、そして国内外からの「人」「物」の大きな集積地であり発着枠 30 万回へと拡大する「成田空港」を戦略的に活

用することが不可欠である。

こうした認識から、千葉県経済の活性化に向けて、以下のとおり要望する。

(1) 企業誘致の積極的な推進と新規雇用の創出、定住人口の増加

千葉県経済活性化のためには県外から製造業・物流業等の企業誘致、及びそれによる新規雇用の創出・定住人口の増加が不可欠である。圏央道の開通を機に他県との誘致競争に勝てるよう、新規立地企業への資金面の助成を一層充実させるとともに、土地利用規制の緩和や事務手続きの簡素化・迅速化、その他企業が進出しやすい事業環境整備に関する効果的な施策について、スピード感をもって検討・実施し、これらの施策を「産業振興ビジョン」に盛り込むことを要望する。

(2) 観光客の誘致

① 観光客誘致のための諸施策の検討・実施

圏央道の整備や、成田空港における LCC の就航・国内線利用客の増大を踏まえて、県外からの観光客や成田空港利用客を、県内観光地に誘導するための観光モデルコースの設定や観光地へのアクセス整備、観光・旅行会社との連携等、観光客誘致に向けた施策の検討・実施を要望する。

② 「観光推進計画」の策定及び対策の実施

成田空港及びその周辺地域、北総・東総、中房総、南房総等、地域特性を生かした地域ごとの「観光推進計画」を策定するとともに、必要な対策・支援策を講じるよう要望する。

(3) インフラの整備

① 東京湾アクアラインの通行料金 800 円の恒久化

現在実施されている料金引き下げ社会実験は、平成 26 年 3 月に終了となるが、県内への東京・神奈川方面からの通勤者の転居や企業の進出、更にはアクアライン経由での多数の来場者を見込んで開設したアウトレットモールは、現在の通行料金が前提となっている。加えて、圏央道や東関道館山線の整備効果を十二分に発揮するためにも、現行通行料金の恒久化を国に対し官民一体で強く働きかけるよう要望する。

② 成田空港の発着回数 30 万回の実現と機能拡充等への支援

(ア) 地元協議への県の参加・協力

年間発着回数 30 万回の実現に向け、飛行時間制限の緩和に伴う騒音問題に成田市・芝山町が取り組んでいるが、県としても協議の場に参加し、NAA に協力するよう要望する。

(イ) 空港施設整備・機能拡充に対する支援

成田空港の着陸料・施設使用料の引き下げや、発着回数 30 万回実現に向けた LCC 対応を含む施設整備・機能拡充に対する県の支援・協力を要望する。

③ 地域経済の活力向上に資する道路整備

圏央道の未開通区間や北千葉道路等成田空港へのアクセス道路及び周辺道路をはじめ、銚子・南房総方面への道路や観光地へのアクセス道路については、地域経済の活力向上に資する必要不可欠なインフラである。県として、これらの早期整備・実現に向け、必要な措置・支援を講ずるなど最大限努力するとともに、国へ強く働きかけるよう要望する。

4. まちづくり政策について

都市機能が住まいに身近なところに集積し、公共交通機関でアクセスできる「都市のコンパクト化」や、ビル単位・地域単位でエネルギーを融通し、ビル全体・地域全体の省エネを図る「スマート化」が今後のまちづくりの方向として打ち出されており、県内では柏市が「環境未来都市」「総合特区」に選定され、公民学連携によるまちづくりが進められている。

さらに昨年 12 月には「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されたが、「低炭素まちづくり計画」の策定等市町村の取り組みはこれから、という状況にある。

一方、千葉市のまちづくりについて、県都千葉市では、千葉駅周辺から県庁周辺に至る千葉都心をはじめ、幕張新都心、蘇我副都心の 3 拠点を整備しており、千葉都心は、千葉駅の新駅舎の整備や駅西口地区再開発事業などにより、駅周辺が大きく変貌しようとしている。

また、幕張新都心については、幕張メッセの稼働率の伸び悩みやオフィスの空室率

拡大といった問題が生じており、蘇我副都心の寒川地区や千葉都心海際の千葉中央港地区は、港湾や臨港公園を管理する千葉県の計画と後背地を管理する千葉市との計画の整合性が取れていないなど、「みなとを活かしたまちづくり」は十分に進められていない。

以上の状況に鑑み、まちづくり政策に関して、以下のとおり要望する。

(1) コンパクトでスマートなまちづくりに向けた支援

① 都市のコンパクト化・スマート化に向けた県の方針の明確化

市町村が都市計画策定・改定時に、都市のコンパクト化・低炭素化・スマート化を検討しやすいよう、県の方針や具体的な施策を、今後改定予定の「都市計画区域マスタープラン」の中に明記することを要望する。

② 都市のコンパクト化・低炭素化への支援と県のモデル事業の実施

民間事業者が都市のコンパクト化・低炭素化・スマート化を推進しやすいよう、省エネ機器やエネルギー・マネジメントシステム導入支援策を講ずるよう要望する。併せて、県有施設を活用した「低炭素まちづくりモデル事業」の検討など、県自らが積極的・主導的な役割を果たすことを要望する。

(2) 千葉市のまちづくり

① 千葉市の中心市街地活性化に向けた県の協力等

千葉駅周辺が大きく変容しつつある中で、中心市街地である中央公園・県庁方面の商店街の衰退が懸念される。中心市街地の活性化や賑わいづくりは千葉市だけでなく、県にとってもイメージアップに繋がることから、県も積極的に関与し、協力・助言等を行なうよう要望する。

併せて、千葉駅周辺の再開発事業についても円滑に遂行されるよう、県の協力を要望する。

② 幕張新都心や蘇我副都心地区のまちづくりへの県の参加等

(ア) 幕張新都心の県・市一体によるまちづくり推進

幕張新都心については、今後、千葉市が主体となって街づくりに取り組んでいくこととなるが、県は千葉市に全面的に協力し、県内の活性化を図るモデル

都市(地区)となるよう県・市一体でのまちづくりを要望する。

(イ) 「みなと」を活かしたまちづくり

千葉中央港地区や蘇我寒川地区については、水域および海に面した緑地という貴重な地域資源がありながら、「みなと」を活かしたまちづくりが十分に行われていない。早急に県と市の計画を調整し、水域と後背地を一体として捉えた地域ビジョンづくりを進めるよう要望する。

(ウ) 賑わい創出のための規制緩和等

賑わいの創出のため、公園内でのレクリエーション活動やイベントの開催、物販・飲食の立地が可能となるよう、必要な規制を緩和するなど、県・市の積極的な取り組みを要望する。

以上